建築・都市整備・道路委員会資料 平成 3 1 年 2 月 1 3 日 都 市 整 備 局

# 市第 133 号議案 横浜国際港都建設事業戸塚駅西口第 1 地区 第二種市街地再開発事業施行条例の廃止について

### 1 提案理由

戸塚駅西口においては、土地の合理的かつ健全な高度利用を図りながら、まち全体の防災性を向上させるとともに、交通広場・道路をはじめとする公共施設や、商業・公益施設等を適所に配置し、市南西部の拠点機能を強化することを目的として、平成8年度から標記市街地再開発事業を進めてきましたが、平成30年11月に保留床処分の完了をもって業務の全てが終了しました。

今回、所期の目的が達成されたため、施行条例を廃止したいので提案するものです。

#### 2 事業概要

施行者	横浜市[都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号) 第 2 条の 2 第 4 項]
	【裏面参照】
施行区域・面積	横浜市戸塚区上倉田町、戸塚町、吉田町の各一部 約4.3ha
期間	平成8年度(事業計画決定)~平成30年度(保留床処分完了)
事業費	約 1, 115 億円
権利者数	462 人
都市計画決定(告示)	平成6年10月4日
事業計画決定 (公告)	平成9年3月25日
建築工事完了(公告)	平成 22 年 2 月 28 日 (共同ビル、個別ビル)
	平成 25 年 2 月 28 日 (公益施設)
施設概要	都市計画道路、区画街路、交通広場、自転車駐車場、
	中央プロムナード、共同ビル、個別ビル及び公益施設

### (参考)位置図



## ■ 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号) 抜粋

## 〇都市再開発法第2条の2第4項

(市街地再開発事業の施行)

第二条の二 (略)

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 地方公共団体は、市街地再開発事業の施行区域内の土地について市街地再開発事業を施行することができる。
- 5 (略)
- 6 (略)